

セーフティネット保証4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）の認定申請案内

大和市 産業活性課

セーフティネット保証4号付き融資をご希望の場合、市区町村の「認定」を受ける必要があります。

対象者 本店が市内にある法人 / 主たる事業所が市内にある個人事業者

認定要件 以下の2要件を満たすこと

- ①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ②国が指定した災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上※減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※認定申請書に記入する減少率は切り上げ、切り下げ等の端数処理が可能です。

（端数処理前の数値が20%以上の場合に限ります）端数処理前が19.99%⇒不可

※前年実績の無い創業者や、前年以降に事業拡大してきた事業者の方についても、認定基準の運用緩和により認定の対象となる場合があります。詳しくはお問合せください。

申請に必要な書類

【市所定の書式】は大和市 HP から取得できます。

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/sangyo/shoshiki.html>

大和市 セーフティネット保証

検索 

必要書類		備考
1	認定申請書【市所定の書式】	法人実印（個人事業者にあっては個人の実印）及び捨印をお願いします。
2	月別売上高等の推移【市所定の書式】	
3	<法人> 履歴事項全部証明書の写し	・履歴事項全部証明書の写しは最新のもの（概ね発行から3ヶ月以内）
	<個人事業者> 直近の確定申告書及び青色申告書の写し	
4	対象期間の月別売上高等が確認できる書類	例) 売上台帳、試算表、決算書等（写し可） （売上高等が記載されているページを含む）

※認定申請書に記入した市内事業所の所在地が上記「3」の書類に記載されていない場合は、所在地を確認できる書類が別途必要です。詳しくはお問合せください。

注意事項

- ①認定書のお渡しまでは数日を要しますので、お早めにお持ちください。
- ②書類に不備があった場合には再提出いただく場合がありますので、ご了承ください。
- ③認定の有効期間は、認定書発行日から起算して30日です。例) 4月15日認定→同年5月14日まで

提出先・お問合せ 大和市役所 産業活性課 TEL 046-260-5135

受付時間 月～金(除祝日等) 8:30～11:50、13:00～17:00